28消安第3049号 平成28年10月19日

各都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬剤耐性対策行動計画の周知と動物用抗菌性物質製剤の慎重使用 の徹底について

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、昨年5月に、WHO (世界保健機関)が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」が決定されました。アクションプランでは、今後5年間に、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられています。また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました(10月4日内閣官房発表)。

我が国の畜産分野では、薬剤耐性菌の調査・監視を行いながら、動物用抗菌性物質製剤(以下「抗菌剤」という。)の適正使用、さらには、「畜産物における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について(通知)」(平成25年12月24日付け25消安第4467号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「慎重使用に関する基本的な考え方」という。)に基づき、抗菌剤の慎重使用に取り組んできました。その結果、現在の畜産分野における薬剤耐性菌の発現状況は、抗菌剤の使用量削減に徹底して取り組んでいるEU等と比べても遜色のない水準にあります。

これまでの我が国の畜産分野における取組は決して不十分なものではないと考えられますが、世界的に対策が進められていく中で、アクションプランでは、抗菌剤の慎重使用などの取組のさらなる徹底、強化等が求められています。また、「慎重使用に関する基本的な考え方」については、関係者の認知度が低く、普及がいまだ不足していることから、獣医師や生産者に対する普及

・啓発を強化していくことが重要です。

つきましては、貴管下関係者(家畜の所有者、獣医師、畜産関係団体等) に対し、別添リーフレットを活用いただきながら、薬剤耐性対策が世界的な 課題となっていることを周知いただくとともに、「慎重使用に関する基本的な 考え方」に基づいた抗菌剤の慎重使用の徹底について改めて御指導いただき ますようお願いします。

なお、アクションプラン、慎重使用に関する基本的な考え方(本文、獣医師向けパンフレット及び生産者向けリーフレット)等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html)に掲載していますので、御参照ください。

併せて、当省の平成27年度の食の安全・消費者の信頼確保対策事業の抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備事業により、抗菌剤の慎重使用に資するため、別添のとおり、獣医師向けの「牛呼吸器病(BRDC)における抗菌剤治療ガイドブック」を作成しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします(当該ガイドブックについても、上記のウェブサイトに掲載しています。)。

なお、別途、別紙のとおり関係団体に通知したことを申し添えます。